

資料 2

(様式 1)

平成 24 年 4 月 27 日

長久手市教育委員会御中

申請者

住所 名古屋市千種区瑞穂台 147 新葉(株)内

団体 名古屋フィットネス フェスタ事務局

代表者 西口 雄生

連絡先電話番号

後援・推薦名義の使用について (依頼)

下記のとおり行事を開催しますので、後援・推薦名義使用を承認してください。

記

行 事 名	2012 年 秋 4 回 名古屋フィットネス フェスタ
行 事 の 目 的	。地域交流型をとり、運動している、おしゃべりし、一般市民の健康に寄与し社会貢献する。 。現場で活躍している指導者を増やし、運動指導者の社会的地位、認知を向上させる
主 催	名古屋フィットネス フェスタ事務局
その他の後援・ 推 薦 依 頼 先	長久手市、愛知県
開 催 の 期 日	平成 24 年 9 月 9 日 (日)
開 催 の 場 所	地球市民交流センター (エリコロパーク内)
入 場 料	無
対 象 者	一般市民、運動愛好家、運動指導者
前 回 の 開 催 日	平成 23 年 10 月 2 日
内 容	体力測定会 健康講座 (ラジオ、ビデオ、レクチャー等)、健康体操等 健康グッズ出展 ダンス発表会

* 新規申請の場合は、会則・会員名簿・予算書・沿革等を添付すること。

* 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付すること



名古屋フィットネスフェスタ事務局規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本事務局は、名古屋フィットネスフェスタ事務局と称する。

(目的)

第2条 本事務局は、運動・フィットネスを通じた健康と笑顔の普及活動をもって、フィットネス業界拡大への貢献、地域密着イベントの開催による地域・社会貢献、運動指導者の認知向上への貢献に寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第3条 本事務局は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 運動・フィットネスイベントの開催および運営
- (2) 運動指導者の育成および養成
- (3) 運動指導者の派遣
- (4) セミナー・シンポジウムの開催および運営
- (5) 雑誌・ブログ・ホームページ・メール配信等による情報発信
- (6) 国内外の関連団体および個人との交流

第3章 本事務局スタッフ

(本事務局スタッフの種別)

第4条 本事務局の目的に賛同し、本事務局所属費を納入して、本事務局の活動を支援し、本事務局の幹部スタッフが認めたものを本事務局スタッフ、または、本事務局幹部スタッフとする。

第5条 本事務局スタッフになろうとするものは、次に定める手続きをとるものとする。

- (1) 総会 2 回参加
- (2) イベント1回参加
- (3) 所属金1万円

第6条 本事務局幹部スタッフになろうとするものは、次に定める手続きをとるものとする。

- (1) 赤字の責任を負う（支払額の上限 30 万円）
- (2) 事故の責任を負う（支払額の上限 30 万円）
- (3) 各部会の長を担う
- (4) 所属金 3 万円
- (5) 本事務局スタッフと同様の手続きを取る

（本事務局運営）

第7条 納入された本事務局所属費は、原則返還するものとする。

（退局）

第8条 本事務局から退局しようとする時は、本事務局スタッフに申し出、退局の認証を受けるものとする。

第9条 本事務局スタッフは次の各号の一つに該当するときは、その所属資格を失うものとする。

- (1) 退局の申し出
- (2) 本事務局の活動に対してあまりにも非協力的な場合

第10条 本事務局スタッフが本事務局の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をした時は、本事務局の決議によりこれを除名することができる。

第4章 役員

（役員の種類および定数）

第11条 本事務局に次の役員を置く。

- (1) 代表、副代表
- (2) 幹部スタッフ（代表・副代表を含む）

第12条 幹部スタッフが指示し、幹部スタッフの承認を得る。

（役員の仕事）

第13条 代表は本事務局を代表し、局務を総括する。

第14条 幹部スタッフの任期は、原則設けないものとする。

第5章 会議

(会議の種類)

第15条 本事務局の会議は、総会、幹部会、部会とする。

(幹部会)

第16条 幹部会は、幹部をもって構成する。

第17条 幹部会は、代表がこれを召集し、議長を務める。

第18条 幹部会は、次の事項を審議、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) その他重要事項

第19条 幹部会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第6章 会計

(会計)

第20条 本事務局の経費は次の収入によって支出する。

- (1) 本事務局スタッフの所属費
- (2) 事業費
- (3) 他からの助成金および寄付金

第21条 本事務局の会計年度は毎年4月1日より翌年3月末とする。

第22条 本事務局の総括事務担当は、幹部会とする。

第7章 事務局

(事務局)

第23条 本事務局の事務を処理するために、幹部会を設けることができる。

(事務局所在地)

第24条 本事務局を名古屋市千種猪高町汁谷147 栄新薬株式会社内 に置く。

第8章 付則

第25条 この会則は、平成 23年 10月 23日から施行する。

以上

平成 21年 10月 10日施行

平成 23年 8月 21日改定

平成 23年 10月 23日改定

名古屋フィットネスフェスタ事務局役員名簿

役職	氏名	ふりがな	連絡先	備考
代表	西口 雄生	にしぐち ゆうき		* 代表のみ記載
副代表	土屋 優介	つちや ゆうすけ		
幹部	藤原 一也	ふじはら かずや		
幹部	高橋 順彦	たかはし のりひこ		
幹部	岩田 潤一郎	いわた じゅんいちろう		

2012 第4回名古屋フィットネスフェスタ収支予算案

◆総経費：420,000 円

以下、内訳

- ・施設代（備品代含む）：150,000 円
- ・当日昼食代：30,000 円
*1 人 500 円×60 人
- ・当日印刷代：60,000 円
*チラシ、POP、配布資料、など
- ・当日外部講師交通費：60,000 円
*1 人 20,000 円×2～3 名
- ・当日事務局スタッフ、ボランティアスタッフ交通費：60,000 円
*1 人 1,000 円×60 人
- ・当日までの打ち合わせ経費：60,000 円
*場所代、交通費、など

◆収入：合計 420,000 円

以下、内訳

- ・ブース出店：3,000 円×20 店=60,000 円
*体育館入場料 300 円のため、300 円×10 人=3,000 円
- ・発表会エントリー：2,000 円×10 チーム=20,000 円
- ・発表者のご家族、ご友人：1 チーム 10 人換算として
10 チーム×5 人×2 人=100 人×300 円=30,000 円
- ・指導者向け有料講座：
ワンデイ 5,000 円×50 人=250,000 円
一講座：3,000 円×10 人=30,000 円
- ・一般向け有料講座：500 円×60 人=30,000 円
- ・一般向け無料講座：0 円×880 人=0 人

企画書

作成日：2012年1月19日

作成者：西口 雄生

■企画主催団体：名古屋フィットネスフェスタ(NFF)事務局

■企画主催代表者：西口 雄生(にしぐち ゆうき)

・連絡先：

・E-mail：

■企画名：2012年第4回名古屋フィットネスフェスタ(2012年第4回NFF)

●テーマ：「美」と「健康」

●対象：一般の方(運動していない方) フィットネス愛好家、運動指導者

■企画背景

- ・運動していても本当に健康になっている人(肩こり・腰痛・猫背などの不定愁訴)が少ないということ
- ・フィットネス人口を除く運動していない残り約97%の方々へのアプローチが少ないこと
- ・現場で活躍できる指導者がまだまだ少ない現状にあること

■企画目的

- ・フィットネス、運動を通じて、一人でも多くの方に、健康と笑顔とハッピーになって頂くため
- ・地域密着を図り、運動していない方へアプローチを行い、一般市民の健康に寄与し、社会貢献するため
- ・現場で活躍できる指導者を増やし、運動指導者の社会的地位・認知を向上させるため

■企画効果

【メリット】

- ・運動指導者と一般市民合計約1,000人が参加するため、モリコロパークの認知度アップが見込める
- ・地域密着を図った内容、例えば、ウォーキング講座、メタボ解消講座などを盛り込む予定のため、一般市民の参加を促し、地域活性が見込める
- ・現場で活躍できる指導者が増えることにより、各地域、および、フィットネス業界の活性化が見込める

■企画内容

●イベント名：2012年第4回名古屋フィットネスフェスタ

●日時：9月9日（日）

・設営：9:00～

・受付開始：9:30～10:00

・開催時間：10:00～19:00

・撤収完了：18:30～19:00 *体育館のみ 18:00 から撤収

●会場：地球市民交流センター(モリコロパーク内)

①体育館

②多目的室1・2・3・4

③体験学習室1・2・3

④多目的スタジオ1・2・3

⑤屋外

●参加予定人数：約 1,000 人

●参加予定者の内訳

・一般参加者：約 400 名

・フィットネス愛好家：約 300 名

・運動指導者：約 300 名

●各会場での実施内容：

①体育館：

無料講座：ダンス発表会、健康体操、ヨガ、キッズ&ファミリー、など

ブース：体力測定、マッサージ、ストレッチ、販売、試飲会、体験会など

②多目的室：事務局控室、更衣室など

③体験学習室1・2・3：運動指導者向け、一般向けの有料講座（会場運営費として）

④多目的スタジオ1・2・3：無料講座

⑤屋外：ウォーキング、ジョギング、ノルディックウォーキング、動きづくり運動、健康体操、キャッチボール、発表会、キッズ&ファミリー、など

■協賛・協力（現状において可能性のある企業様）

●協賛企業、協力企業(可能性の考えられる企業全て、順不同)：ブース代徴収（会場運営費として）

＊無料サービスのブースは、ブース代なし

- ・野菜売りなど地元の方々
 - ・美容業界の方々
 - ・株式会社栄新薬：健康食品、サプリメント、飲料水の試供、試飲、販売、チラシ配布、申込用紙配布
 - ・株式会社 LPN：ストレッチポール体験会実施、販売、その他フィットネス商品の体験会実施、販売、チラシ配布、申込用紙配布
 - ・日清ファルマ株式会社：健康食品、サプリメント、飲料水の試供、試飲、販売、チラシ配布、申込用紙配布
 - ・株式会社明治：健康食品、サプリメント、飲料水の試供、試飲、販売、チラシ配布、申込用紙配布
 - ・味の素株式会社：健康食品、サプリメント、飲料水の試供、試飲、販売、チラシ配布、申込用紙配布
 - ・株式会社アクトス：レッスン無料体験、ワンコイン体験、チラシ配布
 - ・株式会社クラブビジネスジャパン：撮影、取材、チラシ配布、セミナー講師
 - ・株式会社 Be Active Japan：撮影、取材、チラシ配布
 - ・株式会社アップムービー：撮影、取材、チラシ配布
 - ・有限会社フィットネスプログラムズ メッツ：撮影、取材、チラシ配布
 - ・マッサージ屋さん：無料施術、ワンコイン体験、チラシ配布
 - ・カラーコンサル：無料相談、ワンコイン体験、チラシ配布
 - ・お弁当屋さん：試食、弁当販売、チラシ配布
 - ・ファイナンシャルプランナーコンサル：無料相談、チラシ配布
 - ・学生トレーナーサークル：体力測定、健康相談
- ＊その他、フィットネス関連企業・メーカー・による試供、試飲、販売、体験、チラシ配布、申込用紙配布、撮影、取材の可能性あり

●ブース設置場所：体育館または多目的室、多目的スタジオ、体験学習室、屋外

●試供、試飲、体験、相談：参加者、来園者、指導者、一般の方関係なく、基本的にはすべての方が対象
*株式会社栄新薬より来園の方全員に無料サンプルを試供予定(参加者分)

■参加者の募集方法

- ・事務局ホームページ、ブログ、ツイッター、face book など
- ・各種媒体掲載(愛・地球博記念公園様、地元誌、新聞、広報など)
- ・イベントチラシ配布
- ・各種イベントでの宣伝活動

長久手市教育委員会の後援、推薦審査基準
(行事名:2012年 第4回名古屋フィットネスフェスタ)

審 査 項 目		判断(事務局。該当に○印)	
		適	否
催し物の内容	目的が明確なものか	○	
	時代の進歩に応じているものか	○	
	生活、経験、興味に即しているものか	○	
	教養を高め、文化の向上に資するものか	○	
	豊かな情操を養うものであるか	○	
催し物の目的その他	営利を目的としていないか	○	
	有料である場合、料金が情勢に即しているか	○	
	公序良俗に反するおそれがないか	○	
	商業的又は政治的な宣伝を意図するものでないか	○	
	社会的悪影響を及ぼすおそれのないものであるか	○	
	映画等は、国・地方公共団体又は教育委員会の後援又推薦があるか(他で開催された実績があるか)		
	市民を対象とするものであり、一地区に限らず、会場が適切であるか		
	有料で後援申請をする場合、国又は地方公共団体の主催又は後援のものであること及び公共的団体が主催するものであること	○	
	申請時において、料金や催し物の内容が明確になっているか(予定、未定となっていないか)	○	
主催者について	特定の政治団体に関するものでないか	○	
	特定の宗教団体に関するものでないか	○	
	存在及び組織が明確で、事務遂行能力が十分であると判断できるか	○	

